

# 管理計画の策定について

## 1. 知床世界遺産候補地地域連絡会議

- ・ 関係行政機関、関係団体との密接な連携・協力を図るための連絡調整を目的として、平成15年10月に設置。
- ・ 以下の機関・団体を構成メンバーとして、管理計画（案）のとりまとめを進めてきたところ。

構成機関（候補地の保全・管理に係る法律、条例、規則等を所管する関係行政機関）

### ア 関係省庁

- ・ 環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所
- ・ 林野庁北海道森林管理局  
北見分局及び帯広分局

### イ 地方公共団体

- ・ 北海道環境生活部  
網走支庁及び根室支庁
- ・ 斜里町
- ・ 羅臼町

オブザーバー（候補地の保全・管理の推進に関わる地元関係団体）

- ・ 知床の世界自然遺産登録をめざす斜里町民会議
- ・ 羅臼町知床世界遺産登録推進協議会
- ・ 斜里第一漁業協同組合
- ・ ウトロ漁業協同組合
- ・ 羅臼漁業協同組合
- ・ ウトロ地域自然保護と利用に関する協議会

## 2. これまでの経緯

平成15年10月27日	第1回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(素案)の検討
平成15年11月5日	第2回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(案)の検討
平成15年11月7日	管理計画(案)に関する一般からの意見募集開始
平成15年11月12日	地元説明会(斜里町)
平成15年11月13日	地元説明会(羅臼町)
平成15年11月27日	意見募集〆切
平成15年12月5日	第3回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(案)の修正
平成15年12月15日	第4回知床世界遺産候補地地域連絡会議 管理計画(案)のとりまとめ
平成16年1月	知床に係る保護制度を所管する環境省、林野庁、文化庁 及び北海道により正式決定

## 3. 管理計画の概要

### (1) 目的

- ・極めて多様かつ特異な価値を有する知床の自然環境を将来にわたり適正に保全管理していくことを目的に策定。
- ・知床の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関、地元自治体、並びに関係機関・団体等が相互に緊密な連携を図ることにより、知床を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにする。

### (2) 管理の枠組み

- ・既存の各種制度を適正に運用し、陸域と海域の一体的な管理を行う。
- ・各種制度を所管する行政機関や地元自治体、その他の関係機関による緊密な連携と地域住民や関係団体の幅広い参加・協力により、効果的な管理を推進する。

### (3) 管理の基本方針

#### 原始性の保持

- ・知床の有する原始性を次の世代に継承できるよう、細心の注意を払う。

#### 陸域及び海域の統合的管理

- ・陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査に基づき原因の分析と環境の回復に向けた対策を検討し、実施する。
- ・関係機関、関係団体、研究者等との連携、協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。

### **核心地域、緩衝地域**

- ・ 核心地域では、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とする。
- ・ 緩衝地域では、必要に応じ一定の行為を規制し、特に核心地域へ影響を及ぼす行為を厳正に規制する。

### **一次産業との両立**

- ・ 水産業については、知床に生息する野生動物との共存を図る。
- ・ 国有林では木材生産を目的とする森林施業は行われていない。ごく一部が含まれる民有林では原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐など森林管理のための施業を行う。

### **自然の適正な利用**

- ・ 観光、自然探勝、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことがないように適正に行うこととし、必要に応じ、一定の制限やルールを設けることにより、原生的な自然環境の保全と地域の主要産業である観光との両立を図る。
- ・ 自然を大切にしながら地域の発展を図るエコツーリズムのあり方についても検討を深める。

## **(4) 管理の方策**

- ・ 陸域の生態系及び自然景観の保全  
(野生動植物の保護管理、自然景観の保全、河川環境の保全、外来種への対応)
- ・ 海域の保全  
(水産資源の管理、海棲哺乳類・海鳥の保護、海洋油汚染対策等)
- ・ 自然の適正な利用  
(知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール(「知床ルール」)作り、自然解説者の育成、情報提供・普及啓発等)
- ・ 保全管理事業の実施  
(関係行政機関等による巡視、植生復元、外来種の除去等の保全管理事業等の実施)
- ・ 調査研究・モニタリング  
(野生動植物、自然景観、外来種、海洋生態系等、利用状況に関する調査研究及びモニタリングの実施、GISを用いたデータベースの構築)

## **(5) 計画の実施等**

- ・ 自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、専門家による委員会を設置して科学的な立場からの助言を得るものとし、地域連絡会議との密接な連携体制を確立する。
- ・ 自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、適正な管理を推進する。
- ・ 地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、地域ぐるみの活動を展開していく。
- ・ 管理計画は自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。